

議題 2

広島市教育委員会規則の一部改正等について（議案）

- 1 広島市安佐北食育交流センター条例施行規則の制定について（議案第 3 7 号） 12
- 2 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について（議案第 3 8 号） 16
- 3 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 3 9 号） 20

議案第 37 号

令和 7 年 11 月 11 日提出

広島市安佐北食育交流センター条例施行規則の制定について
広島市安佐北食育交流センター条例施行規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市安佐北食育交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市安佐北食育交流センター条例（令和 7 年広島市条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市安佐北食育交流センター（以下「食育交流センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

(許可の手續)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の申請は、その申請に係る使用日の 3 か月前（条例第 1 条の目的以外の目的に使用する場合には、1 か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第 4 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

広島市安佐北食育交流センター条例施行規則の制定について

1 制定の理由

広島市安佐北食育交流センター条例の制定に伴い、同条例の施行について必要な事項を定めようとするものである。

2 規則の内容

(1) 休館日及び開館時間

ア 休館日

(7) 月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。
ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(4) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

イ 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 使用許可の手続

ア 食育交流センターの研修室又は調理実習室の使用の許可等を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

イ アによる申請は、その申請に係る使用日の 3 か月前（食育交流センターの設置目的以外の目的に使用する場合にあっては、1 か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。

ウ 教育委員会は、食育交流センターの研修室又は調理実習室の使用
の許可等をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日

議案第 38 号

令和 7 年 1 1 月 1 1 日提出

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部改正について

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 20 年広島市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）	第 6 条第 1 項
広島市立高等学校学則（昭和 42 年広島市教育委員会規則第 5 号）	第 13 条第 1 項

広島市立中等教育学校学則（平成 2 5 年広島市教育委員会規則第 9 号）	第 1 3 条第 1 項
広島市立特別支援学校学則（昭和 5 7 年広島市教育委員会規則第 2 1 号）	第 1 6 条
広島市安佐北食育交流センター条例 施行規則（令和 7 年広島市教育委員 会規則第 号）	第 3 条第 1 項

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部改正について

1 改正の理由

使用者の利便性の向上及び施設の管理運営の効率化を図るため、食育交流センターの研修室又は調理実習室の使用の許可等に係る申請を電子情報処理組織を使用して行わせることができることとする等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 食育交流センターの研修室又は調理実習室の使用の許可等に係る申請を電子情報処理組織を使用して行わせることができることとする。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日

現行改正比較表（広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）

現 行	改 正										
第1条 （略） （電子情報処理組織による申請等） 第2条 <u>情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条第1項の規定による開示請求書の提出、広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）第13条第1項の規定による入学願書及び入学者選抜願の提出、広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）第13条第1項の規定による入学願書の提出並びに広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）第16条の規定による入学願書の提出とする。</u>	第1条 （現行に同じ。） （電子情報処理組織による申請等） 第2条 <u>情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u></td><td><u>第6条第1項</u></td></tr> <tr> <td><u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u></td><td><u>第13条第1項</u></td></tr> <tr> <td><u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u></td><td><u>第13条第1項</u></td></tr> <tr> <td><u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u></td><td><u>第16条</u></td></tr> <tr> <td><u>広島市安佐北食育交流センター条例施行規則（令和7年広島市教育委員会規則第__号）</u></td><td><u>第3条第1項</u></td></tr> </table>	<u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u>	<u>第6条第1項</u>	<u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u>	<u>第13条第1項</u>	<u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u>	<u>第13条第1項</u>	<u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u>	<u>第16条</u>	<u>広島市安佐北食育交流センター条例施行規則（令和7年広島市教育委員会規則第__号）</u>	<u>第3条第1項</u>
<u>広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）</u>	<u>第6条第1項</u>										
<u>広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）</u>	<u>第13条第1項</u>										
<u>広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）</u>	<u>第13条第1項</u>										
<u>広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）</u>	<u>第16条</u>										
<u>広島市安佐北食育交流センター条例施行規則（令和7年広島市教育委員会規則第__号）</u>	<u>第3条第1項</u>										
2 前項の申請等の方法その他必要な事項については、市長の事務部局の例による。	2 （現行に同じ。）										

議案第 39 号

令和 7 年 11 月 11 日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 安佐北食育交流センターに関すること。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（安佐北食育交流センター）

第 3 条の 2 広島市安佐北食育交流センター条例（令和 7 年広島市条例第 48 号）の定めるところにより設置された安佐北食育交流センターにおいては、食に関する教育、活動等の場の提供に関する事業等に関する事務を所掌する。

第 7 条第 1 項中「学校事務センター」の右に「及び安佐北食育交流センター」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 安佐北食育交流センターの所長は、健康教育課長の指揮監督を受けるべきものとする。

附 則

この規則は、令和8年1月7日から施行する。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

安佐北食育交流センターの設置に伴い、健康教育課の分掌事務に同センターに関する事務を加える等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 健康教育課の分掌事務に安佐北食育交流センターに関する事務を加える。
- (2) 安佐北食育交流センターの分掌事務を定める。
- (3) 安佐北食育交流センターに所長を置き、同所長が健康教育課長の指揮監督を受ける職であることを定める。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
第1条 （略） （分掌事務） 第2条 （略） 2～6 （略） 7 学校教育課健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) （略） (15) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。 8～11 （略） 第3条 （略） 第4条～第6条 （略） （所長） 第7条 学校事務センター_____に所長を置く。 2 （略） 第8条～第11条 （略）	第1条 （現行に同じ。） （分掌事務） 第2条 （現行に同じ。） 2～6 （現行に同じ。） 7 学校教育課健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) （現行に同じ。） <u>(15) 安佐北食育交流センターに関すること。</u> <u>(16) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</u> <u>(17) 課の庶務に関すること。</u> 8～11 （現行に同じ。） 第3条 （現行に同じ。） <u>（安佐北食育交流センター）</u> 第3条の2 <u>広島市安佐北食育交流センター条例（令和7年広島市条例第48号）の定めるところにより設置された安佐北食育交流センターにおいては、食に関する教育、活動等の場の提供に関する事業等に関する事務を所掌する。</u> 第4条～第6条 （現行に同じ。） （所長） 第7条 学校事務センター<u>及び安佐北食育交流センター</u>に所長を置く。 2 （現行に同じ。） <u>3 安佐北食育交流センターの所長は、健康教育課長の指揮監督を受けるべきものとする。</u> 第8条～第11条 （現行に同じ。）